

道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視

資料編

資料 1 北海道内の道路現況等……………	1
資料 2 調査対象国道一覧表……………	5

【事例】（以下、略。）

（北海道開発局関係）

- 事例 1 案内標識の表示地名等にローマ字併用表示を行っていない、又は路線番号等を誤って表示しているなど、案内表示が適切に行われていないもの
- 1－1 案内標識の表示地名等について、ローマ字併用表示を行っていないもの
 - 1－2 案内標識のローマ字併用表示について、ローマ字のつづり方を誤っているもの
 - 1－3 案内標識の路線案内表示について、路線番号を誤っているもの
 - 1－4 方面及び距離案内標識について、距離を誤っているもの
- 事例 2 案内標識の表示地名又は表記方法について、案内の連続性が図られていない、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていないなど、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの
- 2－1 設置すべき交差点に案内標識が設置されていない、又は道路状況の変化に応じた予告案内が適切に行われていないもの
 - 2－2 交差点に係る予告案内標識、交差点案内標識及び確認案内標識等、連続する標識間において表示地名（目標地）が異なっているもの
 - 2－3 案内標識の著名地点等に係るローマ字併用表示の表記方法が区々となっているもの
 - 2－4 国道の交差点案内標識に従って進行した先の道道等に確認の案内標識が設置されていないもの
 - 2－5 国道の交差点案内標識における表示地名と、当該標識に従って進行した先の道道等の確認案内標識における表示地名が異なっているもの
 - 2－6 案内標識の著名地点等に係るローマ字併用表示の表記方法が、道路管理者間で区々となっているもの

事例3 標示板の塗装の剥離、又は交通規制標識等の陰になり案内標識の視認性が確保されていないなど、標識の維持管理が適切に行われていないもの

3-1 標示板の塗装の剥離等により、道路利用者が表示内容等を確認できないものの

3-2 交通規制標識等の陰により案内標識の視認性が確保されていないもの

3-3 標示板の損傷、支柱の折れ曲がり等により、沿道の景観を損ねているもの

(東日本高速道路(株)北海道支社関係)

事例4 案内標識について、表示すべき距離を誤っている、又は設計要領に基づくローマ字併用表示を行っていないなど、案内表示が適切に行われていないもの

4-1 方面及び距離案内標識について、表示すべき距離を誤っているもの

4-2 設計要領に基づくローマ字併用表示を適切に行っていないもの

事例5 案内標識の意味を補足する補助標識について、方面案内の地名等に係るローマ字併用表示の取扱いが区々となっているもの、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていないなど、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの

5-1 案内標識に附置して本標識の意味を補足する等の補助標識について、ローマ字併用表示が行われているものがある一方、ローマ字併用表示が行われていないなど、案内表記の統一性が図られていないもの

5-2 「新千歳空港」について、道央道・千歳I.Cの方面及び出口の予告案内標識及び方面及び出口案内標識は、いずれも旧空港名の「千歳空港」と表記されているが、国道及び地方道の道路管理者は全て「新千歳空港」と表記されているなど、他の道路管理者との整合性が図られていないもの

5-3 案内標識の著名地点等に係るローマ字併用表示の表記方法が、高速自動車国道と連絡する道路管理者との間で異なっているもの

資料 1 北海道内の道路現況等

1 北海道内の道路現況

道路種別	道路延長 (km)	左記のうちの道路管理者		備 考
		北海道開発局	東日本高速(株)	
高規格幹線道路 計	910(1.0)	279	632	供用延長
高速自動車国道	706(0.8)	82	624	
一般国道の自動車専用道路	205(0.2) ※	197※	8	
一般道 計	89,279(99.2)	6,630	—	
一般国道	6,630(7.4)	6,630	—	路線数 48
都道府県道	11,762(13.0)	—	—	同 884
主要地方道	4,521(5.0)	—	—	同 157
一般都道府県道	7,240(8.0)	—	—	同 727
市町村道	70,887(78.6)	—	—	同 114,943
北海道内 計	89,984(100)	6,712	632	※を除く。

(注) 1 本表は、北海道開発局の提出資料による。(平成 22 年 4 月 1 日現在)

2 「高速自動車国道」欄の道路延長は、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路（道路延長 74km。北海道開発局管理）を含む。

3 「一般国道」欄の道路延長は、一般国道の自動車専用道路を含む。

4 表中の()内数字は、北海道内計を 100 とした場合の構成比である。

2 道路標識の種類等

【道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋】

（道路標識等の設置）

第 45 条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

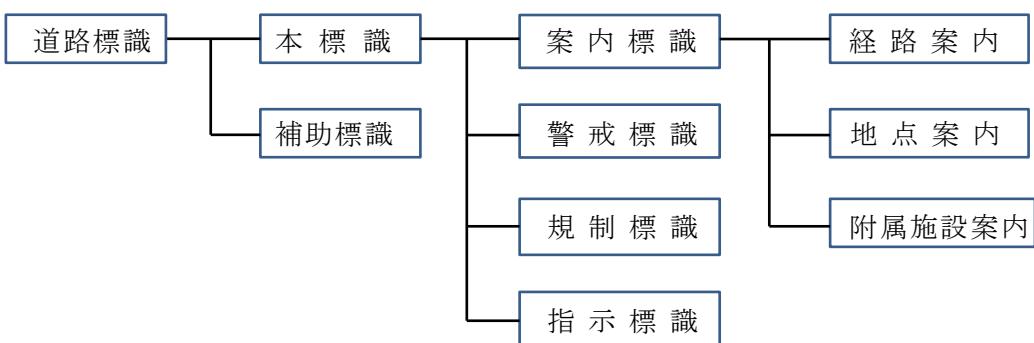
2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）の抜粋及び道路標識の区分】

（分類）

第 1 条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。

2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。



- (注) 1 案内標識及び警戒標識は、国、都道府県など道路管理者が設置、また、規制標識及び指示標識は、主に都道府県公安委員会が設置する。（標識令第4条）
 2 今回、当局が調査対象とした道路標識は、案内標識と警戒標識である。

【「道路標識設置基準・同解説」（昭和62年1月（社）日本道路協会発行）抜粋】

2-1 道路標識の機能

道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図るうえで不可欠な道路の付属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を伝達する機能を有している。その設置にあたっては、各種標識の機能を十分考慮のうえ一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するものとする。

（以下、略。）

（1）案内標識

道路利用者に目的地や通過地の方向及び距離を示し道路上の位置を教示し、あるいは旅行者の利便のための道路の附属施設の案内を行うもので、次のような機能を有する。

- 1) 経路案内：出発地から目的地付近までの経路を案内する。
 - i) 交差点付近における案内
予告案内—交差点案内—確認案内（若しくはこのうちいずれか）を行う。
 - ii) 単路における案内
当該道路の路線名、行先の方面及び距離などの案内を行う。
- 2) 地点案内：目的地付近の行政境界や地点の案内を行う。
 - i) 行政境界の表示（市町村界、都道府県界）
 - ii) 著名地点の案内（公園、名所旧跡、公共施設、河川等）
 - iii) 現在地の表示（主要地点。主要な交差点及び地点名を一般的に親しまれている名称で表示）
- 3) 道路の付属施設の案内（待避所、駐車場等）

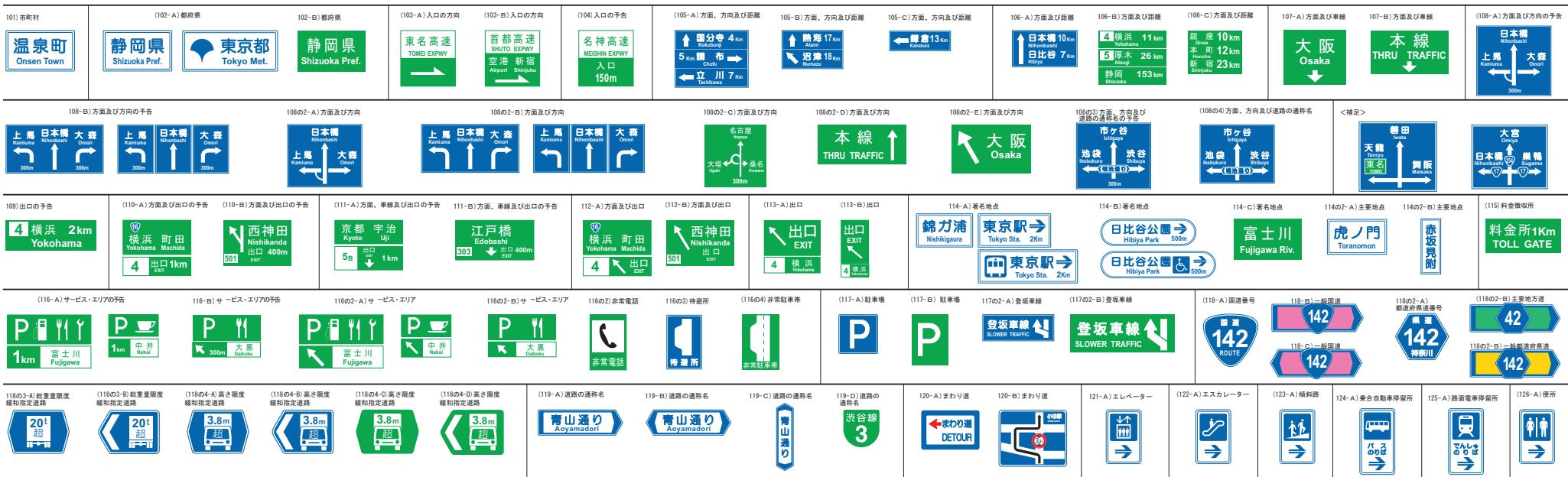
(2) 警戒標識

主として運転者に対して、道路上及びその沿道における運転上の危険又は注意すべき状態を予告し、注意深い運転を促すために設置する標識であり、次のような種類がある。

- 1) 道路形状の予告
 - i) 交差点の予告
 - ii) 平面線形の予告
 - iii) 縦断線形の予告
 - iv) 交通流又は道路幅員の変化の予告
- 2) 路面又は沿道状況の予告
 - i) 注意すべき施設の予告
 - ii) 路面又は沿道の危険の予告
- 3) 気象状況、動物の飛び出しの予告
- 4) その他

道路標識一覧

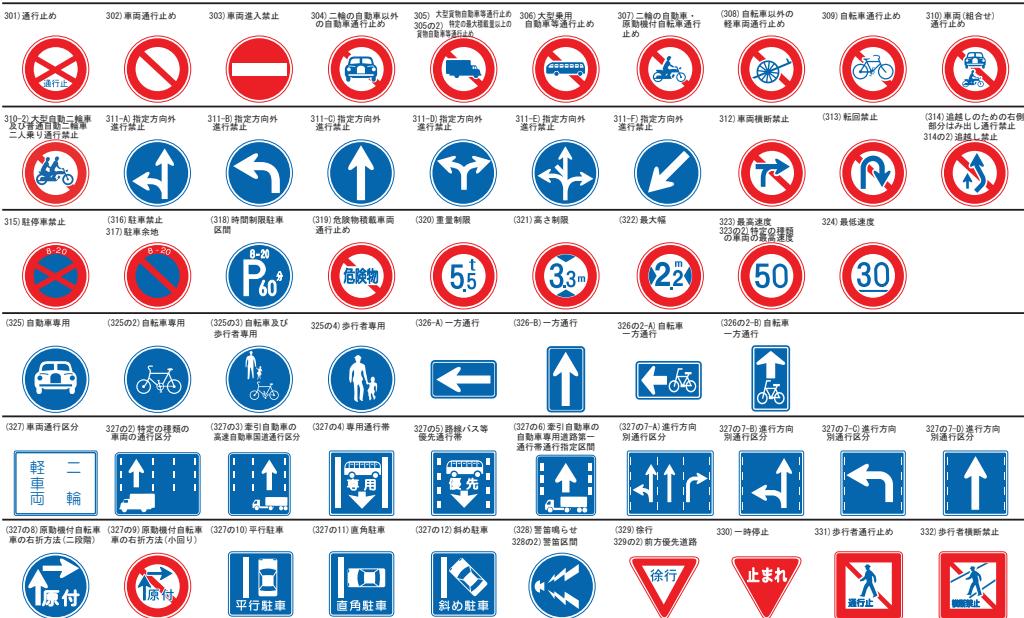
案内標識



警戒標識



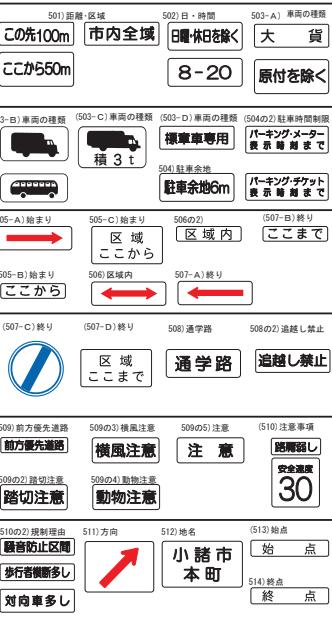
規制標識



指示標識



補助標識



資料2 調査対象国道一覧表

国 道 番 号	調査実施区間を管理する開発建設部（事務所）	備 考
5	札幌開建（札幌）、函館開建（函館、八雲）、小樽開建（小樽、倶知安）	函館新道を含む。
12	札幌開建（札幌、岩見沢、滝川、深川）、旭川開建（旭川）	旭川新道、滝川バイパスを含む。
36	札幌開建（札幌、千歳）、室蘭開建（苫小牧、室蘭）	
37	函館開建（八雲）、室蘭開建（室蘭、有珠）	白鳥新道を含む。 230号重複区間含む。
38	札幌開建（滝川）、旭川開建（富良野）、帶広開建（帶広）	237号重複区間含む。
39	旭川開建（旭川）	
40	旭川開建（旭川）	
227	函館開建（函館）	
228	函館開建（函館）	函館江差道を含む。
229	函館開建（八雲）、小樽開建（小樽）	
230	札幌開建（札幌）、函館開建（八雲）、小樽開建（倶知安）、室蘭開建（室蘭）	37号重複区間含む。
231	札幌開建（札幌、滝川）	
233	札幌開建（札幌、深川）	深川留萌道を含む。
234	札幌開建（岩見沢）、室蘭開建（苫小牧）	
235	室蘭開建（苫小牧）	日高道を含む。
236	帶広開建（帶広）	
237	札幌開建（札幌）、旭川開建（旭川、富良野）、室蘭開建（日高）	38号重複区間含む。
241	帶広開建（帶広）	
274	札幌開建（札幌、岩見沢、千歳）、室蘭開建（日高）、帶広開建（帶広）	
275	札幌開建（札幌、滝川）	
276	小樽開建（岩内、倶知安）、室蘭開建（苫小牧、有珠）	453号重複区間含む。
277	函館開建（八雲）	
278	函館開建（函館、八雲）	
279	函館開建（函館）	
337	札幌開建（岩見沢、千歳）、小樽開建（小樽）	
393	小樽開建（小樽、倶知安）	
452	札幌開建（岩見沢、滝川）、旭川開建（旭川）	
453	札幌開建（札幌、千歳）、室蘭開建（有珠）	276号重複区間含む。
計	28路線	

(注) 1 本表は、当局において作成した。

2 「備考」欄の函館江差道、深川留萌道及び日高道は、一般国道の自動車専用道路である。

3 今回、当局が調査対象とした28路線のうち、国道5号、国道12号、国道36号、国道37号及び国道393号の5路線は全区間を調査、また、その他23路線については、観光圏等に係る一部の区間のみ調査を実施した。